

令和3年(2021年)5月10日

競技団体代表者様

公益財団法人山口県体育協会
会長 村岡 嗣 政

新型コロナウイルス感染症への対応について（再通知）

平素より当協会のスポーツ推進事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、4月26日付文書にて新型コロナウイルス感染防止対策について発出したところですが、全国的に変異ウイルス感染拡大が止まらず、「緊急事態宣言」が6都府県、「まん延防止等重点措置」が9道県に5月31日まで適用されることが決定しています。

県内各地域においても第4波が到来しており、3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生し、県内での感染が拡大しないよう最大限の注意を払い、対応していく必要があります。5月7日付で発出された山口県知事メッセージの趣旨を鑑み、貴団体におかれましては、下記の対応を徹底されるよう改めてお願いいたします。

記

○競技活動について

県をまたぐチーム等の招へい、練習試合、遠征等は、監督等個人で判断することなく、所属長等の判断を得るなど組織的な対応をお願いします。

※競技団体において実施する小学生、中学生、高校生を参集する日常活動について、次の点に留意し、実施すること。

- ・3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることは徹底的に回避するように取り組むこと
- ・密集した状態での長時間の練習はさけること
- ・マスクの使用、手指消毒などを励行すること
- ・競技者に発熱等の風邪の症状が見られるときは、競技活動に参加させないこと
- ・競技ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を、引き続き徹底すること
- ・競技活動について、競技者の健康・安全の確保のため、競技者に任せるのではなく、指導者が競技活動の実施状況を把握すること

併せて、競技団体ジュニアクラブの県外での諸活動については、競技団体より競技者が通う関係学校長へあらかじめ文書等で協力依頼をするなど情報共有に努め、両者において競技者の健康管理を徹底すること

- ・施設等から求められる感染防止対策へ協力すること
- ・県や市、教育委員会等から活動自粛等の協力要請や通知が出た場合、適切な対応をすること

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県政資料館2階
公益財団法人山口県体育協会
TEL : 083-933-4697 FAX : 083-933-469

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大し、政府において、東京や大阪など4都府県に、「緊急事態宣言」が発出され、愛知や愛媛など7県が「まん延防止等重点措置」区域とされていたところですが、感染状況に大幅な改善が見られないことから、これらの期間が延長されること等が、本日、決定されました。

特に、このたびは、隣県の福岡が、緊急事態宣言の区域に追加されることが決定しており、本県への影響が懸念されるところです。

本県においても、第4波が到来しており、3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生し、医療提供体制への負荷が蓄積するなど、予断を許さない状況にあることから、これ以上県内での感染が拡大しないよう、引き続き、最大限の注意を払って対応していく必要があります。

県民の皆様、企業の皆様には、感染の再拡大防止に向け、以下の取組に、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<県境をまたぐ移動についての注意>

- ◎ 政府において、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域との往来は、やむを得ない場合を除き、自粛を強くお願いします。
- ◎ 特に、このたび「緊急事態宣言」区域に追加された、隣県の福岡については、通勤・通学・通院等を除き、往来を自粛するよう強くお願いします。
- ◎ やむを得ずこれらの区域と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従うようお願いします。
- ◎ その他の県境をまたぐ移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される際には、万全の感染予防対策を講じてください。

<感染予防対策の徹底>

- ◎ 感染拡大を防ぐには、基本的な感染予防対策の徹底が最も重要です。
「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、引き続き、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」
- ◎ 会食の際には、少人数・短時間となるようにし、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店など、感染防止対策に取り組む飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力をお願いします。

◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

＜企業活動における注意＞

◎ 政府において、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域への出張や、こうした区域から県内への来訪については控えるようお願いします。

◎ また、これらの区域からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底してください。

◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、これらの区域への移動があった従業員等に対する健康管理には、格別の配慮をお願いします。

◎ 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を、引き続き徹底してください。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。

◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年5月7日

山口県知事 村岡 嗣 政

県民・企業の皆様へ

**緊急事態宣言や
まん延防止等重点措置区域への
往来は、厳に自粛を！**

**東京都、大阪府、兵庫県、京都府
宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県
愛知県、愛媛県、沖縄県**